

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 19 号

◎北海道旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正について(施行日:令和6年3月16日)
北海道旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則(昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第14号)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月20日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
綿貫 泰之

第75条第1項第1号イ(ロ)a中、「箱根登山鉄道株式会社線」を「株式会社小田急箱根線」に改める。

第79条を次のとおり改める。

(準用規定)

第79条 旅客規則第147条から第153条まで、第155条、第158条から第161条まで、第164条から第168条まで、第170条から第172条まで、第172条の3から第174条まで、第176条、第182条の4及び第182条の5の規定は、この章に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第147条	乗車券類の使用条件
第148条	乗車券類の効力の特例
第149条	券面表示事項が不明又は不備の乗車券類
第150条	不乗区間に対する取扱い
第151条	有効期間の起算日
第152条	小児用乗車券類の効力の特例
第153条	乗車券類不正使用未遂の場合の取扱い
第155条	継続乗車
第158条	特定区間におけるう・回乗車
第159条	特定区間を通過する場合のう・回乗車
第160条	特定区間発着の場合のう回乗車
第160条の2	特定の分岐区間に対する区間外乗車の特例
第160条の3	特定都区市内等における折返し乗車の特例
第160条の4	分岐駅通過列車に対する区間外乗車の特例
第160条の5	海田市・広島間に係る区間外乗車の特例
第160条の6	特定列車による折返し区間外乗車の特例

第 160 条の 7	特定列車によるう回乗車の取扱いの特例
第 161 条	定期乗車券による急行列車等への乗車禁止
第164条	改氏名の場合の定期乗車券の書替
第165条	乗車券が前途無効となる場合
第166条	前途無効となる乗車券の特例
第167条	定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合
第168条	定期乗車券が無効となる場合
第170条	通学定期乗車券等の効力
第171条	学生用割引乗車券等の効力
第172条	急行券の効力
第172条の 3	未指定特急券の効力
第173条	指定席特急券の指定駅から乗車しない場合の取扱い
第174条	急行券が無効となる場合
第176条	指定特別車両券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い
第182条の4	座席指定券の効力
第182条の5	座席指定券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い